

# 別紙1

橋本基弘 中央大学教授

法政大学新報一二七（玉川）四三三一回五九頁

1991-01-24發行

## 信託行為としての日本国憲法

橋本基弘

はじめに

- 一 憲法と信託
- 二 憲法と信託的構成  
おわりに

はじめに

「疑惑に正面から答えず、資料を要求されると『遲滞なく廃棄した』。批判に対しても『何ら問題はない』で押し通す——。不都合な出来事を『なかつたこと』にして葬ろうとする姿勢からは、国民の代表としての誇りも責任感も感じられない<sup>(1)</sup>」。

このような憤りはどこから生まれるのか。国家が説明責任を果たさないことがなぜ問題なのか。そして、なぜ国家

は説明責任を果たさなければならないのだろうか。

今から一〇年近く前、新井誠先生から「憲法に書いてある信託とはどういう意味ですか」と尋ねられたことがある。そのときどのように答えたのかは覚えていない。わが国屈指の信託法研究者を前に、中途半端な答えを出すわけにはいかないと思つた記憶だけが残つてゐる。

そのときから時間は過ぎ、新井先生は、今春定年を迎える。同僚として過ごした時間の中で貴重な示唆を与えたことは多い。学部間協定締結のため、ミュンヘン大学に同行した思い出もある。そのような中で、記念論文集の責任者である原田剛先生から寄稿を求められた際、新井先生から与えられた宿題をまだ提出していないことを思い出した。

この小論は、「日本国憲法における信託について論ぜよ」という先生から与えられた課題への解答である。いざ解答してみると、書き足りないところや論証不足も日立つ。新井先生の苦笑いを思い浮かべつつ、この小論をささげたい。

## 一 憲法と信託

### 1 日本国憲法と信託

#### (1) 前文と九七条

日本国憲法には二か所「信託」が登場する。まず前文第一文には以下のように書いてある。

「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」

次いで、九七条には「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と書かれてある。

同一法令における同一用語は同じ意味で解釈すべきである。前文における「信託」と九七条における「信託」が同じ意味かどうかは、後に述べる。ここでは、まず前文が掲げる「信託」の意味を解明することにしよう。<sup>(2)</sup>

## (2) 前文第一文の制定過程

この個所は、「憲法改正草案」(マッカーサー草案を受け入れた日本政府は、一九四六年三月一日に作成した試案をもとにし、三月六日「憲法改正要綱案」を公表した。「憲法改正草案」は、これを草案の形に整えたものである)がそのまま反映されている。

この草案には、「そもそも国政は、国民の崇高な信託によるものであり、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行ひ、その利益は国民がこれを受けるものであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基づくものである」とあつたものが、若干の手直しをしたうえで衆議院の審議に付された経緯があ

(3) さらに遡ると、G H Q 民生局が作成した原案は、「この憲法は、国政は「国民の」厳肅な信託によるものであり、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するという、普遍の原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令および詔勅を排除する」となつていた。<sup>(4)</sup>

V<sub>1</sub>  
帝国議会（衆議院）の審議において、金森國務大臣は「信託」を以下のように説明している。

「前文ノ「國政は國民の崇高な信託によるものであり、」ト云フコトノ此ノ意味ハ、国政全般ヲ指シテ居ル訳デアリマシテ、國ノ政治ハ、政治ヲ現実ニヤツテ居ル人ガ、自分ノ為ニヤルノデハナイ、國民全体ノ為ニヤツテ居ルノデアル、斯ウ云フ考へ方デアリマス、詰リ國政ト云フモノガ動モスレバ為政者ガ自分ノ考へヲ實行シ、自分ノ為ニヤルト云フツノ考へ方ガアリマシテ、ソレヲ此處デハツキリト、國政ト云フモノハ、ヤツテ居ル人ノ自分ノ心持デヤルノデハナイ、全ク國家全体ノ為ニヤルノダ、言換ヘレバ國民ノ其ノ総意ヲ國政ガ引受ケテヤルノダ、斯ウ云フ政治ト國民トノ關係、隨テ又政治ヲ担任スルモノト國民トノ關係ヲココニ明カニシタ訳デアリマス」<sup>(5)</sup>

「第九十三條ノ信託（現九七条—筆者注）ハ、前文ニアリマス信託トハ幾分意味ガ違ツテ居ルノデアリマス同ジ信託ト云フ言葉デアリマシテモ、前文ニアリマス信託ハ、本来ハ國民ニ属スルモノデアリマス、ソレヲ承ケテ國政、即チ政治機關ガ運用シテ行ク、ダカラ本體ハ國民デアルケレドモ、ヤツテ行クノハ政治機關デアル、斯ウ云フ意味デアリマス、ソレカラ第九十三條ノ信託ト云フノハ、是ハ大事ニ扱ハナケレバナラヌ又本当ニ貴重ナ権利

デアル、永久ノ権利デアルカラ、自分ノモノデアルカラ叩キ懐シテモ宜イトカ、ソンナ風ニ心得テハイカヌノデアル、永久ノ権利トシテ大事ニ保存シテ行クベキモノデアル、斯ウ云ウ意味デ信託ト云フ言葉ガ使ハレテ居ル、即チ預カリ物ト云フヤウナ意味デ大事ニシテ行カウト云フ、サウ云フ氣持デアリマス」<sup>(6)</sup>

「信託ト云フ言葉ハ一ツノ沿革ノアルモノデアリマシテ、実ハ前文ヲ御説明申上ゲマスル為ニハ、其ノ基本ノ考ヘカラ申上ゲナケレバ分ラナイト思フノデアリマス、基本ノ考ヘト申シマスルノハ、例ヲ取ツテ見マスレバ日本ノ法律制度ノ中ニ信託会社ト云フ風ナモノガアリマシテ、ソコニ信託ト云フ法律関係ガ行ハレテ居リマス、大体是ハ法律関係ヲ指シテ居ル訳デハアリマセヌガ、考ヘ方ハ其ノ考ヘデアリマシタ、本来政治ト云フモノハ国民ガ行フベキモノデアリマス、是ハ誰ガ考ハテモサウグラウト思ヒマス、併シナガラソレデハ国民ノ全体ガ政治ヲ行フコトガ出来ルガ、国民ガ一固マリニナツテ裁判ヲスルコトガ出来ルカ、国民ガ一固マリニナツテ或ル特定人カラ税金ヲ取立テルコトガ出来ルカト云ヘバ、是ハ出来マセヌ、ソコデ実行ノ面ニ於キマシテハ、政治ハ必ズ或ル特殊ノ人ガ政治ヲシナケレバナラヌ、或ハ国会ニ於テ法律ヲ議スルトカ、或ハ内閣ニ於テ國ノ行政方針ヲ決スルトカ云フ風ニヤツテ行カナケレバナラヌコトニナリマス、サウスルト、本来働クベキモノハ国民デアリマス、ケレドモ現実二行フモノハ議會ノ議員トカ役人トカ云フモノデアリマス」<sup>(7)</sup>

金森の答弁は、前文における「信託」と九七条の「信託」が異なる意味をもつものと考えられていたことを示している。前文における「信託」は、法的な意味での「信託」をある程度意識して用いられていたことが理解できる。

### (3) 憲法解釈の反応

「信託」を憲法学者はどうとらえたのであるか。

宮沢俊義の態度は素っ気ない。「『国政は、国民の厳肅な信託によるもの』とは、国の政治は、元来、国民のものであり（国民主権）、国民によつて信託されたものであり、けつして、政治に携わる人たち自身のものではないから、常に国民に対する責任を忘れてはならない、という意味であろう」<sup>(8)</sup>と述べるにとどまる。「信託」に特段の法的意味を見いださない姿勢といえる。

v3

V2

佐藤功の姿勢も宮沢と大きく異なることはない。

「」の『信託』の文字を、直ちにそこに英米法における『信託』の法理が用いられていると解することはできないようである。しかし、この『信託』の概念を、信託された者（受託者）は信託した者（委託者）の意思に反しないようにその信託された財産や業務を管理しなければならないという拘束を受けるという程度に理解するならば、この『国政は国民の信託によるもの』という文字は、国政はほんらい国民のものであり、国政の権力を行使する者のものではなく、それらの者はその権力を国民から信託されたものであり、したがつて国民からの信託に背かないようにその権力を行使する責任を負うという趣旨を適切に表現しているといえよう。<sup>(9)</sup>

一方、樋口陽一のスタンスはこれらとは少し異なる。樋口は、「信託」には、ジョンロック『市民政府論』の影響がみられるとする。そのうえで、前文における「信託」がアメリカ革命を経て日本国憲法にまで到達している思想を読み取ろうとしている。<sup>(10)</sup>ただし、このことから「信託」に何らかの法的意味を付与するかどうかは明らかにされては

いな。

「信託」の理解によって、個別の解釈問題の答えが変わると、「ハリ」とは考えにくいかもしない。前文の法的効力に関する問題もかかわって来る。「」の「」の影響して、憲法解釈において「信託」の意味の解明にこれまで労力が割かれてこなかつたではなかろうか。

けれども、政治学者の松下圭一が痛烈に批判したように、このような憲法学の姿勢は適切であったのだろうか。<sup>(11)</sup>憲法があえて「信託」という言葉を用いた背景にあるもの、あるいは志のようなものには、個別の条文解釈の指針や姿勢に示唆を与えるべきではないのであるうか。「信託」の観点から、日本国憲法を読み直してみるとどうなるか。これは検討するに値する作業のように思われる。松下の批判から、すでに半世紀が経過しようとしている。その間、憲法学の側から「信託」と向き合った研究がほとんど示されることはなかつたのも事実である。<sup>(12)</sup>

## V5 2 憲法と信託

### (1) 信託の起源

日本国憲法前文第一文は、「アメリカその他の著名な歴史的文書を参考にしてる」<sup>(13)</sup>。これをヴァージニア憲法(ヴァージニア権利章典が憲法に編入されたもの)および『フェデラリスト』<sup>(14)</sup>と対照させたとき、二つの文書が同じ発想に基いてるのであることがわかる。

That all power is vested in, and consequently derived from, the people, that magistrates are their trustees and servants, and at all times amenable to them.

マサニエル・マッケンゼイ  
The Federalist 46 (James Madison)

The federal and State governments are in fact but different agents and trustees of the people, constituted with different powers, and designed for different purposes.

マサニエル・マッケンゼイ  
The Constitution of Japan

Government is a sacred trust of the people, the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people.

マサニエル・マッケンゼイ  
憲法と権利章典の比較  
日本国憲法前文が最も明確に憲法的構成を取っていると理解される。マサニエル・マッケンゼイは、アーヴィングの著書を比較した上で、アーヴィングの著書は「憲法」概念があつたが、マサニエル・マッケンゼイの著書は「権利章典」概念があつたと記述している。

(2) マサニエル・マッケンゼイ  
権利章典

ジョージ・マッケンゼイは、マサニエル・マッケンゼイの著書である「権利章典」を翻訳した人物である。

で弁護士となつたメイソンは、当然英國法にも通曉していた。この法律知識をもとにして、英國議会の圧政に対抗し、アメリカ独立戦争の知的根拠を提供した人物でもあつた。<sup>(20)</sup>一方、メイソンは、ヴァージニア権利章典を執筆するにあたり、ジョンロックの著作を下敷きにしたといわれている。<sup>(21)</sup>このことから推測すると、ヴァージニア権利章典における「信託」は、英國法の下敷きになつてゐる思想やロックの『市民政府論』を導き出した思想と近代憲法を媒介する役割を演じてゐるといふのである。<sup>(22)</sup>

### (3) 統治と信託

もちろん、ヨーロッパの伝統的思考にも「信託」に近い考え方がなかつたわけではない。「統治する者」と「それらの者」の権力関係は、必ず正当性を必要とする。無制約かつ一方的な力関係であつたわけではない。「徳」あるいは「善」の裏付けのない支配は、決して正当なものとはみなされなかつたのである。統治に当たる者が備えるべき資質、政治を行うにあたつての倫理ともいえばよびのであらうか。「力」にあたるラテン語 *virtus* が同時に「徳」を表している」とが象徴的である。<sup>(23)</sup>また、「信託」を意味する *fiduciary* における *fid* は信頼を意味するが、およそ、為政者による統治を政治形態として認める社会においては、「信託」は不可欠な要素であった。

ただし、J・S・マーロイが指摘するように、「信託」には、「任せた以上は自由に統治する」という裁量論と「任せた限りは義務を果たしてもらう」という責任論が併存する、<sup>(24)</sup>ことも否定できない。このうちのいずれを重視するのかによって、政治理論あるいは憲法理論としての「信託」概念は、そのあり方を変えるのである。「信託」理論は、権力の正当化根拠としても用いられ、逆に抵抗のシンボルとしても活用される。まさに諸刃の剣である。

また、社会科学の概念としての「信託」には一つのアプローチが考えられる。ひとつは市民社会の構成要素として

の信託であつて、主として信頼や倫理にかかわるものである。マーロイは、これを「市民社会学派 (The civic school)」<sup>(25)</sup> と呼ぶ。一方では、法学的アプローチ (The legalist school) であつて、主として政治機構のあり方に関心をもつ視点である。前者は、共同体の規範や社会制度と信頼や<sup>(26)</sup> パリケーン<sup>(27)</sup>との関係と、う心理的因素に力点を置く。後者は、信託が実現されるために必要な政治制度を検討する。「信託」には、規範的概念と記述的概念があるが、この二つのアプローチに対応してゐると言えよう。

### 3 ジョンロックと「信託」

#### (1) 革命思想としての「信託」

ジョージ・メインを経由して、アメリカ建国に影響力をもつたのがロックの政治理論であるならば、ロックの思想における「信託」の考え方を整理しておく必要がある。

ロックにおける「信託」はどのように形成されたのであらうか。この点について、先に引いたマーロイがそれを明快な整理を行つてゐる。以下、マーロイの説明をもとにし、「信託」理論が国政上の概念 (constitutional concept) となる経過をたどりておこう。

「信託」すなわち、委託者がその利益の管理保全を受託者に委ねる関係は、古くから認められてきた。アテネの民主制においては、市民の安全を保全するために guardianship の制度が採用されてきたが、これは受益者である市民の側からの監査 (audit) を受け、場合によつては、その職責 (accountability) 邪反として弾劾されることがあつた。アリストテレスは、この制度を民主制の特質として描き出してゐる。しかし、プラトンは、受託者における裁量権を重

視して、受託者に最大限の権限を認めるべきだと主張し、逆の立場での論陣を張っている。後にアウグステイヌスは、プラトンの考え方を継承し、受託者の権限を擁護した。したがって、カトリックに対するプロテスチアントの抵抗は、プラトン—アウグステイヌス的な信託理論を否定するところから出発する。<sup>(26)</sup>

一六世紀になると、急進的な抵抗思想が登場する。この思想は、権力正当化として用いられてきた信託の考え方に対しても、責任重視の信託理論を打ち立てる。その際参考されたのはローマ法における fiducia であった。権力は、その受益者たる市民の信頼に背く」とはできず、市民の固有権 (property) を侵害できない。ローマ法における財産法理論を政治理論に応用したのがフランス・カルバン派であった。しかし、ローマ法上の後見人制度 (tutorship) をエージェント・プリンシバル関係に見立てて、受託者の責任を導き出したところに特徴が見いだされる。これは、スコットランドのヨーニスト、ショーブ・ブキャナンによるも繰がれ、ローマ法上の責任理論と人民主権論が結びつき、財産法上の信頼違反に対する損害賠償請求権、原状回復請求権のアナロジーとして、権力への責任追及権を正当化したとされている。<sup>(27)</sup>

場面は、チャーチー朝およびステュアート朝のイングランドに移る。最初に権力批判への概念として「信託」を援用したのは、ジョン・ポネット (John Ponet) の *Shorte Treaties of Politike Power*, 1556 であるところ。ただし、この時点での「信託」は、被治者からの信認が与えられてくることの手続的側面が強く、何をもって責任を果たしたのかという実体的な側面は重視されてなかつたといわれてゐる。だが、この「信託」理論が議会主権を導きだす導線となり、イングランド内戦における水平派 (The Levellers) に理論的な支柱を提供するのである。水平派たちは、「信託」を既存秩序破壊の正当化根拠として用ひると同時に、新しい秩序を構築する根拠としても用いた。その際、彼らは、

「信託」を政治理論としてのみならず、法律理論としても活用した。この段階において、「信託」は、国制 (constitution) の一要素として、法的な概念にまで高められたところである。しかし、議会開催の定期化や総選挙の制度化が図られ、英國国民は、「実質的判断権を行使できる公的な場面に入る」とができたのである<sup>(28)</sup>。ロックの「信託」理論は、このような背景の中から登場するのである。

## (2) ロックと「信託」理論

ロックは、『市民政府論』の中で trust や fiduciary の語を用ひて「信託」関係を説明している（以下、加藤節訳『統治論』を用ひる）。

「自らの基礎の上に立ち、それ自身の本性にしたがつて、つまり共同体の保全のために行動する、設立された政治的共同体においては、ただ一つの至高の権力しかありえない。それが立法権であつて、他の権力はすべてそれに従属し、また従属しなければならない。しかし、立法権力は、特定の目的のために行動する單なる信託権力（原文は、fiduciary electricity 以下原文との照合は筆者<sup>(29)</sup>）にすぎないから、国民の手には、立法権力が与えられた信託に反して行動してみると彼らが考える場合には、それを移転させたり変更したりする最高権力が残されている。なぜならば、ある目的を達成するために信託によつて与えられたいとなる権力もその目的によつて制約されるので、その目的があきらかに無視されたり、反対を受けたりするふれはうつでも、その信託は必然的に失効せざるをえず、その結果、その権力は再びそれを与えた者の手に戻り、彼らは、それを「自分たちの安全と保障のためにもつともやれねしごと思われるふれへ改めて委ねる」とができるからである」（一四九<sup>(30)</sup>）。

「ハハ」において、おそらく、君主あるいは立法部が信託（trust）に背いて行動しているかどうかを誰が裁定すべきなのがという例の疑問が生じるであろう。君主が正当な大権を行使しているに過ぎないのに、悪意をもつた党派的なものたちがその疑問を人民の間に広げ（問題を煽）るかもしれない。そこで私としては、それに対し、人民が裁決者であるべきであると答えよう。というのは、信託を受けた者（trustee）またはその代理人が正しく、また寄せられた信託に沿って行動しているかどうかの裁決者としては、彼に代理を委任した人、従つて、彼に代理を委任することによって、委任された者が信託（trust）に沿わなかつた場合にはその者を罷免する権力を依然として保持する人を措いて、他に誰もいないからである」（一四〇<sup>31</sup>）。

このような記述からすると、政治理論及び国制上の理論としての「信託」概念は、ロックにおいて一つの完成形を見たといえるのではなかろうか。それは、権力の正当性を裏付けるものであり、また権力を批判する概念でもあり、抵抗権を導き出す政治的概念でもあった。「信託」こそが、権力の存続（やむには国家の存続）を是とするか非とするかを判断する鍵となる。

一方で、「信託」の目的としてロックが描く、固有権の保護、市民の安全は、信託契約を超えた権力行使を必要とする場合がある。自然災害や外国からの侵略がその典型である。この場合、信託目的を実現するため、個別に与えられた「信託」に背いた行動が求められる。今日、国家緊急権として議論される事態にも対応する「ハム」もまた国家に求められはしないだろうか。ロックは、これを「大権（prerogative）」として考察している（一六一<sup>32</sup>）。

ロックは、大権行使が信託目的に沿う限り正当であると答えている。けれども、大権行使が信託目的に適合するか

どうか、あるいは大権が信託に背くものかどうかは、市民にもにわかに判断できないことが多い。<sup>(33)</sup>このことから、ロックの「信託」概念は、国家の正当化よりむしろ、国家基盤の脆弱化、不安定化を招く危険性があると指摘する論者もいる。すなわち、「信託」は、自然状態から脱して、固有権を保全するため国家を作るという物語を正当化する概念でもありつつ、國家の存続を危機にさらす二面性をもつものであることも忘れてはならない<sup>(34)</sup>といふのである。そして、アメリカ革命は、まさにこの二面性<sup>(35)</sup>をどう解決するのかをめぐって人類の英知が費やされた実験でもあった。

## 二 憲法と信託的構成

### 1 アメリカ革命と信託

#### (1) ロックとアメリカ革命

アメリカ革命、すなわちアメリカ独立戦争から独立宣言、合衆国憲法の制定に至る過程において、ロックがどのように、あるいはどの程度影響力を及ぼしたのかは、不明などころが多い。憲法学者は、property（固有権）概念の継承により、あるいは、抵抗権によって、ロックとアメリカ革命の連続性を説明しようとする。いわば、断片から全体を説明しようとする試みであるといえる。

ロックの『統治二論』が公にされたのは一六九〇年であるから、そのコピーは大西洋の対岸に届いていたのは間違いない。ジョージ・メイソンは、そのコピーから「信託」や「抵抗権」あるいは新しい政治機構の設計について学んだのであろう。ジョージ・メイソンの同志である、マディソンもジェファーソンも同様であったと思われる。

合衆国憲法制定の戦略的な重要性は、成文憲法を制定することと、憲法に反する政治体制や秩序を否定すると当時に、新しい政治体制や秩序を成文憲法によって正当化する」とにある。この観点からすると、人民の「信託」を得られていない政治は、憲法に違反するものとして許されず、「信託」に沿う政治だけが憲法適合的で、許される」となる。

では、「信託」が文書（成文憲法）として作成されるたゞにはどのような意味があつたのだろうか。英國を代表する政治学者、サー・アーネスト・バークー（Sir Ernest Barker）は次のように述べている。

「われわれは、默示の信託（implied trust）で満足しない。明示的な信託を必要とする。われわれは、契約当事者としての人民（convenanted people）のよくな考え方を好む。それこそがわれわれの確信であり、われわれの宗教的な歴史の重要な要素である……われわれは、自分たちのコミュニティーや政府を作るに際して、単に默示の同意をしているだけでは足りない。われわれには、実際に定められ、書かれた契約が必要なのだ。われわれは、単に默示の信託証書（trust-deed）を定めるのではなく、現実の指定書をもつてになるだろう。つまり、それは立法府の優位でも、人民（間違いなくわれわれは人民なのだが）の優位でもなく、いわば憲法の優位を選択すると云ふことなのだ」。<sup>(36)</sup>

合衆国憲法は、成文化された信託証書にほかならない。この憲法の歴史的意義は、憲法を実定法化する」とによつて、信託目的を明示し、信託財産の管理方法を定め、違反行為の判定方法と、信託契約破棄の正当性を定めたところにある。優位すべきは実定憲法であつて、英國のような議会主権でも、フランスのような人民主権でもない、第三の

道こそアメリカ合衆国憲法の採用した憲法優位の政治体制であった。<sup>(37)</sup>

## (2) 公益信託としての憲法

一方、アメリカ革命における「信託」の承継をロックとは別の経路から説明する学説もある。これは、英國法における「信託制度」こそが合衆国憲法制定に影響を及ぼしていると考えるものである。ロバート・ナテルソン (Robert G. Natelson)<sup>(38)</sup> は、先に引いたマーロイと同様、「信託」概念が古くから認められており、一七世紀英國における様々な政治闘争の理論的裏付けとなってきたことを指摘する。その過程で、「信託に基づく政府 (fiduciary government)」の観念が形成され、これが合衆国建国のリーダーたちに共有されていたと考えている。

「信託に基づく政府」の考え方は、単に理念的なものにとどまらない。これは、私法上の「信託」概念を借用し、これを政府の編成に援用するものであって、すぐれて法的な性格を帶びているとナテルソンはいう。<sup>(39)</sup> 建国の祖であるハミルトンらは、ほとんどが法律家であって、英國で形成され、アメリカが継受した「信託」理論を知らなかつたわけはない。彼らが国家を「信託」の観点から正当化しようとしたとき、それは法的な意味合いを帶びていたはずである。<sup>(40)</sup> 国家の形成に当たっては、国家目的が掲げられるべきであって、その目的の実現にあたって、人々が為政者に管理運営を委ねる。これは、一種の公益信託であって、憲法もまたこの信託制度の別名であるという。おそよ国家が形成され、政治を行う者とその政治の利益を共有する者が区別されたとき、あらゆる国家は、委託者たる人民と受託者たる権力者との間に形成される、公益信託としての性格をもつに至る。

國家が「信託」によつてできあがり、憲法が信託証書であるならば、為政者は、私法上の「信託」と同様な義務を

負う。セレド、ナテルソンは、為政者には五つの義務が課せられるべく。すなわち、①委託者の指示に従う義務 (the duty to follow instructions)、②善管注意義務 (the duty of reasonable care)、③忠実義務 (the duty of loyalty)、④公平義務 (the duty of impartiality)、そして⑤説明責任 (the duty to account) である。<sup>(4)</sup> これら五つを詳細に分析する余裕はないが、その中でもわれ興味深ぶるのは、①と④ではないか。

ナテルソンは、公益信託として、アメリカ合衆国が掲げる目的は General Welfare であるとする。合衆国憲法の冒頭に掲げられるこの文言こそが合衆国の目的であるところ。この目的に背く行為は受託者たる為政者の義務に反するものとなる。アカウントとは、とりわけ資金管理について問題となるが、信託法上のアカウントアビリティは、それにともない。むしろ、上記①～③の義務が十分に果たされてゐるかどうかを説明できなければならぬという意味に解かるべきである。そう考へると、説明責任は、為政者の報告責任にともない<sup>(2)</sup>、説明が合理的になされねばならない<sup>(3)</sup>。この説明に納得がいなかない場合、人民には受任者を解任する権利が留保されている。合衆国大統領に対する弾劾手続は、これを具体化したものである。

ナテルソンの立論には、他にも興味深く、参考にすべき内容にあふれてゐる。しかし、これでは先を急ぐしかなじ。以上のような系譜に属する日本国憲法は、「信託」の観点からみると理解されるべきであらうか。次にいくつかの論点をあげて検討するにしたが。

## 2 「信託」としての日本国憲法

### (1) 裁量と責任

先に見た、帝国議会における「信託」の議論は、興味深い論点を提供している。鈴木周次郎議員は、次のような質問を行つた。

「只今ノ御説明デドウモ納得ガ行カナイト私ハ存ジマス、信託シタト云フコトニナリマスレバ、即チ物的現象ニモ心的現象ニモ之ヲ信託シタコトニナル即チ第一條ノ象徴ト云フコトト関連シマスレバ、天皇主権説デアルト云フヤウニモ考ヘルノデアリマス、ドウモ國民ト共ニ一緒ニナルト云フヤウナ、此ノ間カラノ含蓄アル言葉デ御濁シニナツテ居ルヤウダガ、此ノ象徴ト信託ト云フコトヲ今少シハツキリ御説明願ハレヌモノカ、又第九十三条ノ永久ノ権利トシテ信託セラレル、是モ私達ハドウシテモ信託シタ以上ニハ之ニ服従スベキ義務ガアルト思フ其ノ意味カラ言ヒマスレバ、此ノ憲法ノ最後ノ断定ヲ下ス上ニ於テ又之ヲ履行スル上ニ於テ、悪イ所ノ政治家ガ出来タナラバ、内閣ノ助言或ハ其ノ他ノ文章ガアリマスガ、ソレニ依ツテ專制政治ニ近イ所ノ政治ヲ行ヒ得ルヤウナコトニナリハシナイカ、即チ信託ト云フモノト象徴ト云フモノト混同サセナイ方法ヲ考ヘタコトガアルカドウカ、立法技術トシテ之ヲ御伺ヒシタイ」<sup>43)</sup>

鈴木の質問の要点は、「信託」がおまかせとなつてしまい、信託した以上は、為政者の決定に従う義務が課せられることにならないかという点にかかる。この問題に対して、ロックは抵抗権をもつて、合衆国憲法は比較的短い任

期での選挙と弾劾制度をもつて答えようとした。また、合衆国憲法第一修正が掲げる「武器を保有する権利」も抵抗権の一手段として理解する」ともである。<sup>(45)</sup> 既述のとおり、「信託」からは「裁量」と「責任」が導き出される。ちょうど代表の概念において、命令委任の可否が議論されるのに似ている。

## (2) 「全国民の代表」

これはまた、エドマンド・バーク (Edmund Burke) が問題提起した、代表のあり方にもかかる論点である。<sup>(46)</sup> 有権者の委任を受け、その個別利益を政治過程で実現する delegate か、委託を受けた以上は、自らの判断において受託者の利益を実現する trustee かが、<sup>(47)</sup> も問われている。日本国憲法の場合、憲法四二条一項にいう「全国民の代表」とは、後者を指すというが一般的な解釈である。

この問題は、政党制との関係でも難しい問題を生じさせる。今日、政治過程において政党が果たす役割は大きく、政党抜きの民主政治を考えることは難しい。国民の間にある、多様な利害を集約し、これを国家の意思決定に反映させる装置として、政党は政治の最重要なアクターとなっている。したがって、政党の凝縮性（政党の意思に対する拘束性）<sup>(48)</sup> が高くなると、個々の代表者は、政党の利益の代弁者として行動せざるを得なくなる。有権者の個別意思からは、いつたん切り離されたうえで、政党の個別利益を代弁するという、一種のパラドクスに陥ることは避けられない。

一方で、インターネットの普及やSNSを通じて、個別の有権者に直接話しかけることや、有権者から情報を入手することが格段に容易になつている現状も無視できない。そうすると、選挙制度の設計にもよるが、個々の代表者は、党議拘束と有権者意思に挾撃されることになりかねない。<sup>(49)</sup> 党議拘束は、trustee model を前提とした「全国民の代表」観念とどう整合性を取るのだろうか。

### (3) 国会の地位

人々が信託を行う相手は立法機関であるから、ロックは議会に至高の権力を認めた（一二一六<sup>(49)</sup>）。議会は、固有権制限に根拠を与える機関であるから、人々を代表して同意を与える機関として位置づけられることになる。日本国憲法が国会を最高機関と位置づけた理由は、この「信託」行為から説明できる。前文がいう「かかる原理に基づく」とは「信託」のこと意味する。この点、日本国憲法は、二九条一項（財産権）、三〇条（納税の義務）、三一条（適正手続）の三つの条文で、代表者の同意に基づいてのみ権利の制約が可能であることを定めている。固有権（財産権 property）保障や調整の役割を国会に担わせた趣旨がここに表れている。<sup>(50)</sup>

従来、憲法四一条にいう「國權の最高機關」が法的な意味をもつのか、政治的な美称にとどまるのかという議論が行われてきたが、実りある議論であつたとはいえない。ロックが議会の地位をこれほどまで強調した背景には、当時の英國における政治状況が控えていたのは間違いない。英國流の議会主権の考え方を正当化し、これを強化するために必要な論理構成がここに表れているともいえる。日本国憲法が「國權の最高機關」という言葉を用いた背景には、そのような歴史と思想があつたことを念頭に置く必要がある。そのうえで、「信託」理論からすると、これは、同じ条文にある「唯一の立法機関」とあいまって、国家目的実現の受託者たる国会の役割を明らかにしたものと考えれば十分である。

### (4) 抵抗権と憲法擁護義務

国民と国家との間の信託契約が履行されるためには、履行義務の担保手段が用意されていなければならない。ロックは、契約不履行の判断権が人々に留保されていることを繰り返し確認し、最終的には抵抗権によつて、国家を作り

替える権利を認めている。

ただし、抵抗権を実定法上の権利ととらえることにはいくつかの難点がある。固有権を保護する制度として国家を作った以上、「信託」としての憲法は、秩序維持の方向で機能させる必要がある。すでに述べたとおり、抵抗権は、常に既存の秩序を否定する方向で作用するから、いきおい国家は不安定化して、国家を作る意味が損なわれてしまう。

この問題について、アメリカ合衆国は、連邦制や権力の分立、あるいは党派間の競争をもつて答えようとした。ただし、武器を保有する権利が実定憲法に取り込まれたことによって、合衆国憲法は、常に秩序を混沌化させる契機を孕むことになったことにも注目しておきたい。通常の信託履行手段で対応しきれない義務違反に対し、憲法条文として、抵抗へのトリガーが用意されているからである。

#### (5) 九七条の「信託」

九七条の「信託」に目を移そう。この条文は、もともと一一条、一二条とワンセットで構想されたものであった。すなわち、「以下、この憲法によつて日本国民に与えられ、保障される基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である。これらの権利は、時と経験のるつぼのなかで、その永続性について苛烈な試練を受け、それに耐え残つたものであつて、現在および将来の世代に対し、永久に侵すべからざるのとする義務を課す神聖な信託として、与えられるものである」との条項の次に、「この憲法によつて定められた自由、権利および機会は、国民の自律的協力によつて保持される。従つて、これらの自由、権利および機会は、国民の側に、これに対応する義務、すなわち、その濫用を防止し、常に共同の福祉のために用いる義務を生ぜしめる」との文言が置かれていたのである。<sup>(51)</sup>ここ

「」抵抗権的な要素を見る解釈は、あながち不当とは言えね。

「信託」の観点からすれば、九九条「公務員の憲法擁護」は、「」のような前提と合わせて解釈する必要がある。これは、また前文第一文の最後の「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」ともかかわり、自然権たる固有権を否定するような憲法改正、法律制定が行われようとするとき、国民は抵抗をする権利をもち、また抵抗の義務を負う」とを示唆しているといえないのであらうか。

## おわりに

ナテルソンの「」、国家が「信託」に際して負う五つの義務（①委託者の指示に従う義務 the duty to follow instructions、②新着注意義務 the duty of reasonable care、③忠実義務 the duty of loyalty、④公平義務 the duty of impartiality、⑤説明責任 the duty to account）が、いよいよ履行されやるべきである國政の意思あることは行動によらなければ履行されない。その意味で「信託」という言葉には、ある種の緊張感が含まれている。秩序を形成し、維持する力といれを破り、作り替える力がコインの表と裏に併存している。

「憲法は守られて当たり前であるのか」「何をしなくても憲法は守られる」といふような幻想は捨てなければならない。日本国憲法を「信託」の観点から読む」とは、このことであらためて気がされるところである。憲法秩序を維持発展させるべく担当せば、We the Peopleだと云ふ意識は、「信託」に端を発している。

- (1) 京都新聞一〇一〇年七月三〇日社説、<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/110745> (一〇一〇年七月三一日閲覧)
- (2) 「信託」の觀点から日本国憲法の理解を深める必要があることは、すでに松下圭一が指摘していたといふある。松下圭一『ロック「市民政府論」を読む』(岩波書店・一九八七年)一一一頁。しかし、松下の指摘が憲法学において深められたとはいきれない。ただし、愛敬浩一『近代立憲主義思想の現像 ジョン・ロック政治思想と現代憲法学』(法律文化社・二〇〇三年)は、この課題に応えようとする重要な業績としてあげておかなければならぬ。「信託」理論との関係では、八木秀次「日本国憲法の思想—15—國民主權論の先駆——ロックの信託理論」発言者四七号(一九九八年三月号)一一二一一七頁、がある。わが国におけるジョン・ロック研究の概要については、山田園子「戦後日本におけるジョン・ロック研究(下)」広島法学四〇巻一号(一〇一六年)が日本国憲法との関係での研究について紹介してゐる。
- (3) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法の制定過程II解説』(有斐閣・一九七一年)一一一頁。
- (4) 同一二一頁。
- (5) 衆議院帝国憲法改正委員会一九四六年七月一一日 [http://www.shugin.go.jp/internet/itdb\\_keinpounsf/html/kenpou/s210711-10.htm](http://www.shugin.go.jp/internet/itdb_keinpounsf/html/kenpou/s210711-10.htm)
- (6) 同。
- (7) 同。
- (8) 宮沢俊義・芦部信喜『全訂 日本国憲法』(日本評論社・一九七八年)二七頁。
- (9) 佐藤功『憲法(上)〔新版〕』(有斐閣・一九八三年)一一一頁。
- (10) 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『憲法I〔前文・第一条～第10条〕』(青林書院・一九九四年)一一一一一頁。
- (11) 今から四五年以上も前に松下圭一が指摘した憲法学の在り方にについての疑問は、今日もなお未解決のまま残されているのではないか。松下圭一『市民自治の憲法理論』(岩波新書・一九七五年)六頁など参照。
- (12) 松下は、驚くほど綿密に「信託」が憲法解釈にどう反映されるべきかを明らかにしている。具体的な提言の当否は別として、憲法学がこの提言に向き合ってこなかつたのが不思議である。松下・前掲二七頁以下参照。
- (13) 高柳・大友・田中前掲一〇九頁。
- (14) 松下圭一・前掲一九頁以降参照。

- (15) The Constitution of Virginia, June 29 1776. The Avalon Project: The Constitution of Virginia; June 29, 1776. ジャクソン・トマス著『米国憲法の歴史』、その後藤・眞理著『米国憲法の歴史』(1996年)第1章。 <https://www.law.gmu.edu/assets/files/academics/founders/VA-Constitution.pdf>

(16) <https://guides.loc.gov/federalist-papers/full-text>

(17) [https://japan.kantei.go.jp/constitution\\_and\\_government\\_of\\_japan/constitution\\_ehtml](https://japan.kantei.go.jp/constitution_and_government_of_japan/constitution_ehtml)

(18) 新井誠『憲法史【兼国堅】』(有斐閣・1101回) 111頁。

(19) George Mason University, Antonin Scalia Law School, The Man, George Mason. [https://www.law.gmu.edu/about/mason\\_man](https://www.law.gmu.edu/about/mason_man)

(20) メイソンはその後衆国憲法制定会議の有力メンバーとして活躍した。しかし最終案に賛成しなかった。連邦憲法が奴隸制を存続させるだらかである。そのため、ハーバード大学やハーバード・ハーバード・ハーバードの法律学部の後連邦政府の枢軸となる人物や経験ある廷臣者とは異なり、その後多くが詛いたい心にならなかった。メイソンは、「an almost forgotten man in the pantheon of Revolutionary heroes.」と評された。19世紀後半の歴史家、トマス・カーライルの言葉だ。トマス・カーライル著『米国憲法』(1996年)第2章。Center for Civil Education, George Mason: The Reluctant Founder. <https://www.civiced.org/resources/curriculum/mason>

(21) Id.

(22) ハーバード・カレッジの思想、よりわけ抵抗権の思想がアメリカにおけるより継承され、発展していくれたのをうなづかせる。大森雄太郎『アメリカ革命とハーバード・カレッジ』(慶應義塾大学出版会・1100五年)が詳細な検討を行っている。一人の思想家の著作が新しい国家の建設にねじりればねじるほど影響を及ぼした例はほかにない。

(23) 田本芳久『トマス・カーライル 理性と神秘』(新波潮社・1101年) 110頁。

(24) J. S. Maloy, Two Concepts of Trust, The Journal of Politics, Vol.71. No.2. (2009) at 496.

(25) Id. at 493.

(26) Id. at 478-7.

(27) Id. at 497-8.

- (28) Id. at 500.

(29) 木村やさ、ローハの原文を John Locke, Two Treatises of Government Student edition (Cambridge Text in History of Political Thought, 1988) 114-115°

(30) ハマハ・ローハ『忠誠 統治二編』(別慶館訳 波文庫・110104) 国立公文庫

(31) 画用八点頭

(32) 画用丸〇頭。變敬用點丸田頭。

(33) Emily C. Nacol, The Risk of Political Authority: Trust, Knowledge and Political Agency in Locke's Second Treaties, Political Studies vol.59. p.580 (2011) は、眞誠違反に於ける反撃 (rebellion) として眞誠と知識の関係を論じる。 (at 586)°

(34) ハムやさ、ローハは「眞誠」を憲法による政治的権力の再構成 (restitution) として眞誠と知識の関係を論じる。 Wei Kee, What does Locke Mean by "Trust", and Why is it so Important to him, <https://www.e-ir.info/2009/12/02/> what-does-locke-mean-by-%e2%80%9ctrust%e2%80%9d-and-why-is-it-so-important-to-him/ 無題。

(35) ハムの眞誠やさ、ローハの「眞誠」を憲法が、眞誠と知識の「眞誠」ではなく、「長眞」を基礎とする組織的なものと見なす。See. John Dunn, The Concept of 'trust' in the politics of John Locke, in Philosophy in History (Alasdair MacIntyre et al. ed. 1984) 280.

(36) Sir Ernest Barker, Natural Law and the American Revolution, in Traditions of Civility (1948), at 342.

(37) See Dieter Grimm, Constitutionalism (2016), at 75.

(38) Robert G. Natelson, The Constitution and the Public Trust, 52 Buff. L. Rev. 1077 (2004).

(39) Id. at 1088.

(40) Id. at 1124.

(41) Id. at 1088.

(42) Id. at 1169.

(43) 種種原因憲法改正案原典 | 九四六年七月 | 1回 [http://www.shugin.go.jp/internet/itdb\\_kenpounsf/html/kenpou/](http://www.shugin.go.jp/internet/itdb_kenpounsf/html/kenpou/)

- (44) District of Columbia v. Heller, 554 U. S. 570 (2008) ベカリア裁判官法廷意見参照<sup>60</sup>。
- (45) ハーマン・バーク「ハーバート到着なむびに投票終了に際しての演説」『ハーマン・バーク著作集2 アメリカ論、プリストル演説』(中野好夫訳、みすず書房・一九七二年) 九二頁一九四頁。
- (46) 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第七版』(岩波書店・一九〇一九年) 三〇一頁。ただし、芦部は、このよだな單純な理解を退けてくる。個々の代表者は有権者の個別利益を代弁しないが、「国民意思と代表者意思の事実上の類似が重視される」代表觀（社会学的代表）が求められるむか。芦部は明言してこないが、この代表觀によると、代表者は、法的にはむかく、事実上有権者意思を代弁するむか行動すべきだとするべくなるである。そつするべく、この代表觀もまだ trustee modelに基づいているふくべきよ。
- (47) 政黨の凝縮性について、高安健将「現代英國における政党の凝集性と議員候補者選定—党執行部と選挙区組織の権力バランスの変容—」年報政治学六一巻（一〇一一年）二二号一四七頁参照。
- (48) Christina Leston-Banderia, Towards a "Trustee Model? Parliamentary Representation in the Internet Era: The Portuguese Case, Parliamentary Affairs (2012) 65 p429. 端的な場合、党の決定に従へるむか、党からの公認を得られたもの、党の方針と有権者意思が食い違へ場合、厳しい審判がなされる危険性がある。
- (49) ロック・前掲四五六頁。
- (50) やなみに、この条文がいよいよ並ぶられてるには意味がある。これは、これまでの国民の固有権に対する侵害が国民代表の同意に基づいてのみ可能であることを明確にした条文である。憲法110条は、急遽日本側の意向に基づいていよいよに挿入されたとわれてらる。この条文は、明治憲法111条のコピーであることは明らかであるにせよ、憲法に取り入れられた以上、「この個所に置がれてる」は積極的な意味を見出すべしではなかろうか。財産権への制限、課税、刑罰など、国民にとっての負担は、これまで法律の根柢によってのみ正当化されるむかとを明らかにしたものと解釈すべきである。拙稿「税理士のための憲法入門11・111」税務弘報110一九年一月号、二月号参照。
- (51) 高柳賢二・大友一郎・田中英夫前掲一五〇一五二頁。なお、拙稿「憲法111条について」白門八四〇号（一〇一九秋）一七頁参照。

(52) 橋口他前掲1回1頁（佐藤幸治執筆）。

(53) United States Constitution, Preamble. 日本国憲法の冒頭の一文「日本国民は」が “We the Japanese People” であるが、日本をなす「われわれ日本国民は」が記載なかつたのか。憲法制定権力の所在あるうえ憲法制定の主体が明確にならぬことを恐れたためであらうか。

(54) 結局、憲法を規範として成立せしむる要因は、国民の力しきな。違憲審査制度は、憲法の規範性を担保するものであるが、それがやぐれではある。日本の事例、近時主張されてゐる Populor Constitutionalism & Political Constitutionalism の考え方は、ふつやれば見過されがちの点にかかる。See e. g. Larry D. Kramer, *The People Themselves* (2004).

（本学法学院教授）

## 信託行為としての日本国憲法

[機関リポジトリ](#)

[Web Site](#)

橋本, 基弘

### 書誌事項

タイトル別名

The Constitution of Japan as a Trust  
シンタク コウイ ト シテ ノ ニホンコク ケンポウ

### この論文をさがす

[NDL ONLINE](#)

[CiNii Books](#)

### 説明

政治のあり方を「信託」から説明する理論の歴史は古い。ギリシャやローマの政治理論がホップスやロックによって結晶化され、アメリカ革命を経て日本国憲法にたどり着いたものが「信託」によって表現されている。

日本国憲法には二か所「信託」という言葉が用いられている。これらはどういう意味なのであろうか。残念ながら、これまで憲法を信託の観点から考える試みはそれほど多くはなかった。憲法の通説は、この言葉にさほどの注意を払ってはこなかった。しかし、かつて政治学者の松下圭一が指摘したように、「信託」こそが日本国憲法の中核理念である考えなければならない。「信託」が個別の解釈論にどう影響するのかについては、さらに詳しい議論が必要ではある。だが、一つの視点としての「信託」は、解釈論の背後にあり、そのあり方を方向付けるほどの重要性を持っている。

### 収録刊行物

#### 法学新報

法学新報 127 (5-6), 433-459, 2021-03-24  
法学新報編集委員会